

一般社団法人 新潟県法人会連合会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟県法人会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、全国組織である公益財団法人全国法人会総連合及び県内各地で活動する法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業
- (7) 法人会の充実発展に資する事業
- (8) 法人会会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、新潟県内に事務所を有する法人会とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名をすべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年間以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき

第4章 役員

(役員の設置)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事25名以上35名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 理事のうち14名以内を副会長とする。

4 理事のうち1名を専務理事とすることができる。

5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長・専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (理事の職務及び権限)
- 第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- (監事の職務及び権限)
- 第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (役員の任期)
- 第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度後のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 棚欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。
- (役員の解任)
- 第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
- (役員の報酬等)
- 第17条 役員及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- (顧問及び相談役)
- 第18条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任または解任する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は2年とする。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。

第5章 総会

(構成)

第19条 総会は、すべての会員を持って構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第21条 総会は、通常総会とし毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、その総数を100個とし、これを会員に3個ずつ付与し、残余については会員の加入法人数により按分付与する。付与の細目については理事会において別に定める。

2 会員は、前項により付与された議決権行使するため、その権利行使する者（議決権行使者）を総会に出席させる。

(決議)

第25条 総会の決議は、議決権の過半数を有する議決権行使者が出席し、出席した議決権行使者が有する議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に署名または記名押印する。

第6章 理事会

(構 成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 本会の組織の決定

(招 集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(運 営)

第33条 運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 正副会長会

(構 成)

第34条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の期間として、正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
- 3 正副会長会は、次に関する事項を行う。
 - (1) 理事会の議題に関する審議
 - (2) 理事会から委任されたもの
- 4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める

第8章 委員会等

(構 成)

第35条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(連絡協議会)

第36条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、青年部会連絡協議会及び女性部会連絡協議会を設けることができる。

- 2 前項の連絡協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第37条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。また、事務局長を置くことができる。

- 3 事務局は、次に関する処務を行う。

- (1) 本会の事務処理に関する事。
- (2) 理事会等から委任された事項

- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属証明書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第4号及び第5号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

(資産の区分)

第41条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 一般法人への移行日以後に、基本財産として寄附された財産
- (2) その他、理事会において基本財産とすることを決議した財産

3 本会の一般法人への移行時の基本財産は、前項第2号の財産で＜別表＞に掲げるものとする。

4 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第42条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部又は全部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

第11章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第45条 本会は、剰余金の配分を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、矢澤健一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産（第40条関係）

財産種別 場所・物量等

定期預金 大光銀行新潟支店

20,000,000円